

シルバー ふれあい

第279号
令和6年11月10日発行
(公社)長瀬町シルバー人材センター
〒369-1311 長瀬町岩田1720-2
☎66-0948
fax66-4555
Eメール nagatoro01@sjc.ne.jp
<https://webc.sjc.ne.jp/nagatoro/>

ペーパーレス化始めました

先月号でお知らせしましたが、情報を電子データでお届けするため、シルバー人材センター会員向け専用WEBサイト『Smile to Smile』を導入いたしました。会員の皆様には『Smile to Smile』を通じて次の3つの情報をお届けする予定です。

- ・お知らせ
- ・就業情報
- ・配分金明細書

『Smile to Smile』の登録は、皆様ご自身で行っていただきます。

登録方法は簡単です。同封した黄色い紙(Smile to Smileの設定方法)を見ながら、水色の紙(ログインID・パスワード通知書)の情報をスマートフォンやパソコンで設定してください。

来年3月までは紙文書と電子データを併用しますが、4月以降は登録が完了した方から電子データに切替える予定です。



『Smile to Smile』の登録相談会について

『Smile to Smile』の登録は、ご自身で行うことを基本としますが、登録の仕方が分からない方は、登録相談会を開催しますのでご参加ください。

開催日：毎週月曜日(11月11日から12月23日まで) 午前10時から

各回定員10名 お電話で申し込みください

場 所：長瀬町シルバー人材センター事務所

持 物：水色の紙(ログインID・パスワード通知書)

ご自分のスマートフォン

メールアドレスをメモしてきてください



フリーランスも労災保険に特別加入できるようになります



令和6年11月の法律の改正により、一定の条件を満たすフリーランス(特定受託事業に従事する方)が労災保険に加入できるようになりました。シルバー人材センターの会員も対象となるのでお知らせいたします。

特別加入するには、今後設立される特定フリーランス事業の特別加入団体を通じて労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に、直接加入申請する必要があります。シルバー人材センターが加入手続きや保険給付申請の窓口になることはありません。また、保険料は全額を加入者が負担することになります。希望する方は埼玉労働局または秩父労働基準監督署に直接問い合わせてください。

毎日の車の点検 欠かさずに